

## 議会改革特別委員会 委員長報告

(平成25年1月18日・2月25日開催)

議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会は、付託を受けております「議会改革の推進について」を審査するため、休会中の1月18日に第10回、2月25日に第11回目の委員会を開催いたしました。

いままでの当委員会の開催のなかで議論をいたしました栗東市議会基本条例について、まずとりまとめてまいりました素案を全議員による全員協議会に提示をして意見を伺ったところであります。また、それぞれの議員により検討と確認をいただき、2月25日の委員会においては、それぞれの意見を取りまとめたところあります。

その経過の中で、条例の前文で「どのような議会にしていくのか」の表現について、委員各位より様々な意見をいただきました。その結果、

「議会は、市民の皆さんにわかりやすく、参画できる議会に、また、合議機関として市民と一緒に考えながら十分な議論ができる議会に改革し「市民によく見え、魅力ある議会」を築いていくことが、信頼される議会としてのあるべき姿である」

とすることとなりました。

その他、それぞれの条文の内容については、委員各位による確認のなかで原案の通りとすることと決しました。

次に、条文の文章表現について、「ですます調」にするのかまた、「一般的な条例の表現」にするのかについて、文章の比較をするなかで検討を行いました。

委員からは

- ・ 規範を示す条例であり、一般的な条例と違いもある。
- ・ 前文と各条文とで表現を変えてもいいのではないか。
- ・ 市民の皆さんに訴えるうえで「ですます調」は弱さがある。
- ・ 議会の考え方、果たす役割を掲げ決意を表すものである。

などの意見がありました。

議論の結果「である調」の条文調で表現とすることとなりました。

また、同時に各会派から当条例の素案について意見照会をさせていただき、素案の通りで了解をいただきましたことから、栗東市議会基本条例（素案）を【正案】とすることと決しました。

今後においては、平成25年度中の条例制定に向けて、広く市民の皆様への周知や、ご理解をいただくために、議会だよりへの掲載や、パブリックコメントの実施などに取り組んでいくことを確認いたしました。

次に、今年度、地方自治法の改正により政務調査費が政務活動費に変わり、また、使途基準を政務活動費の交付に関する条例に謳<sup>うた</sup>ったことから、栗東市議会の政務活動費の運用に係る、「栗東市議会政務活動費使途に関する申し合わせ事項」についても、使途内容を明確にするために見直しを行いました。

特に、政務活動費からの備品購入などの支出については、政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費とを明確に区分し、合理的な方法により按分していくこととなりました。また、使途に関する申し合わせについては、必要に応じて見直ししていくことを確認いたしました。

次に、昨年12月1日に開催をいたしました、子ども議会について、子ども議員からのアンケートの結果では、

- ・子ども議会を体験して、栗東市のまちづくり等に興味・関心をもてた。
- ・議会の進め方や質問の仕方がわかり、とても勉強になった。
- ・子ども議会をこれからも続けたほうがいい。

など多くの意見をいただき、子ども議会が大変好評であったとの結果でありました。

そうしたことから、開かれた議会に向けた取り組みの一つとして、平成25年度においても、「元気創造事業」として「子ども議会」を実施していくことを確認いたしました。

以上が、委員会の審査経過と概要について報告をさせていただきましたが、「議会改革の推進について」は、今後も引き続き審査をしていく必要があることから、全員一致で継続審査とすることに決しました。

議員各位のご理解とご協力を今後ともよろしくお願ひし、「議会改革特別委員会」の中間報告とさせていただきます。